

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(6) 住民税非課税世帯等に対する生活応援金

<p>支援内容</p>	<p>コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活困窮者（住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給世帯）に対して、1世帯当たり1万円を給付します。</p>
<p>対象者</p>	<p>住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給した世帯の世帯主。 ただし、基準日（令和4年6月1日）から申請時まで継続して津山市に住民登録のある方に限ります。</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>津山市から住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給された方については確認書を市から送付しますので、記載内容を確認して返送してください。 （提出期限：確認書の発行日から3か月以内）</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部臨時特別給付金事業推進室 （電話）0868-32-2169</p>
<p>備考</p>	